

JIS

鉍石中のセレン定量方法

JIS M 8134⁻¹⁹⁹⁴

(2005 確認)

平成 6 年 7 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 36.11.1 改正：平成 6.7.1

官 報 公 示：平成 6.7.12

原案作成協力者：社団法人 日本鉱業工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 資源エネルギー部会（部会長 福原 元一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日まで日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鉍石中のセレン定量方法

M 8134-1994

Ores—Methods for determination of selenium

1. 適用範囲 この規格は、鉍石中のセレン定量方法について規定する。ただし、他の日本工業規格でセレン定量方法が規定されている鉍石には、適用しない。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0115 吸光光度分析通則

JIS K 0116 発光分光分析方法通則

JIS M 8083 ばら積み非鉄金属浮選精鉍のサンプリング方法

JIS M 8101 非鉄金属鉍石のサンプリング、試料調製及び水分決定方法

JIS Z 8401 数値の丸め方

2. 一般事項 定量方法に共通な一般事項は、JIS K 0050、JIS K 0115及びJIS K 0116による。

3. 分析試料の採り方及び取扱い方

3.1 試料の採取及び調製 試料の採取及び調製は、JIS M 8101及びJIS M 8083による。

3.2 試料のはかり方 試料のはかり方は、次による。

- (1) 試料のはかり採りに際しては、試料をよくかき混ぜて平均組成を表すように注意し、また、異物が混入していないことを確かめなければならない。
- (2) 試料は、 $105\pm 5^{\circ}\text{C}$ に調節されている空気浴に入れて乾燥し、2時間ごとに空気浴から取り出し、デシケーター中で常温まで放冷する。乾燥は、乾燥減量が2時間につき0.1 % (m/m)以下になるまで繰り返す。ただし、硫化物などを含有するため、変質しやすい試料の乾燥条件(温度、時間など)は、受渡当事者間の協議による。
- (3) 試料のはかり採りには、原則として化学はかりを用いる。

4. 分析値の表し方及び操作上の注意

4.1 分析値の表し方 分析値の表し方は、次による。

- (1) 分析値は、質量百分率で表し、JIS Z 8401によって、0.1 % (m/m)未満の場合には小数点以下第4位に、0.1 % (m/m)以上の場合には小数点以下第3位に丸める。
- (2) 分析は、同一分析室において2回繰り返して行い、これらの差が室内許容差(以下、許容差という。)以下のとき、その平均値を求め、JIS Z 8401によって、0.1 % (m/m)未満の場合には小数点以下第3位に、0.1 % (m/m)以上の場合には小数点以下第2位に丸めて報告値とする。
- (3) 2回繰り返して行った分析値の差が許容差を超えるときは、改めて2回の分析をやり直す。
- (4) 許容差は、表1による。